

## 税務署で所得税の確定申告をしてください (スマートフォンからがおすすめです)

東村山税務署 042-394-6811

## 東村山税務署からのお知らせ

### 申告書作成会場

時 2月16日(月)～3月16日(月)  
午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)  
※(土)・(日)・祝を除く。ただし、3月1日(日)のみ、武蔵野税務署で開設。

### オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。LINEアプリで国税庁公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。国税庁LINE公式アカウントで、日時指定の「入場整理券」が入手可能です。

※当日、確定申告会場でも入場整理券を配布していますが、当日入場整理券の配布が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。



友だち追加は  
こちら

### 確定申告書はスマートフォンで作成できます

ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成・提出することができます。

### マイナンバーカードで自宅からe-Tax

スマホで  
作成  
できます!

- 確定申告書等作成コーナーなら金額を入力するだけで申告書が完成！
- さらにマイナポータル連携で控除証明書などのデータを自動入力！

※ご利用には事前準備が必要です。



作成コーナーは  
こちら



マイナポータル連携の  
詳細はこちら

一つでもチェック  
☑  
が入った方は税務署へ

## 市民税・都民税&所得税申告早分かりチャート

- 年末調整を受けていない給与収入がある(例:中途退職・アルバイト・年収2,000万円超の方など)
- 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超える
- 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入の合計が20万円を超える
- 給与所得の年末調整は受けたが、その他の控除(医療費控除など)があり、所得税の還付を受けられる
- 公的年金等の収入が400万円を超える
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの控除があり、所得税の還付を受けられる
- 土地・建物などの譲渡所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある
- 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある。または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる
- 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける
- 所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付を受けられるか知りたい

一つも当てはまらない方は

- 給与収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている
  - 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「公的年金等支払報告書」が支払者から市に提出されている
  - 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、合計所得金額が45万円以下である
- 合計所得金額が45万円以下である  
※各種保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険など)や保育料の算定、非課税証明書の発行、そのほか福祉関連手当などの判定のため、申告が必要な方を除く  
※前年の収入(所得)や控除を申告することは、市民税・都民税の税額の算定や、各種保険料の算定、福祉関連手当などの判定、課税・非課税証明書の発行をするために必要です。
- 令和8年1月1日現在、居住地が西東京市以外の方  
※令和8年度の申告については、令和8年1月1日にお住まいの自治体にお問い合わせください。

一つでもチェック  
☑  
が入った方は

## 申告は不要です

※期間を過ぎてから申告をした場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回あたりの納税額が多くなりますのでご注意ください。

### 確定申告の相談に必要となるもの

- マイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合、番号確認書類および本人確認書類)
- 令和7年中の所得が分かる書類(源泉徴収票・支払調書など)  
※お持ちでない場合、相談をお受けできません。
- 各種控除を申告する方は、その証明書類(原本)  
(例)生命保険料の控除証明書・障害者手帳など
- 作成済みの医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
- 申告者の口座番号が分かるもの(所得税還付申告の方)
- 昨年確定申告をされた方は、その控え  
※提出書類は原本をお預かりするため、控えが必要な方は事前に写しを取ってください。

### 市で相談をお受けできない所得税の確定申告

- 下記に該当する方は、東村山税務署にご相談ください。
- 源泉徴収票がない給与所得および公的年金
  - 収支内訳書が未作成の営業・不動産・農業所得
  - 青色申告
  - 配当所得
  - 土地・建物・株式などの売却による譲渡所得
  - 海外からの年金収入
  - 相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得
  - 暗号資産
  - 明細書が未作成の医療費控除
  - 住宅ローン控除(源泉徴収票に記載されているものを除く)
  - 国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告
  - 雑損控除や災害減免
  - 外国税額控除や住宅耐震改修など
  - 過年分や亡くなった方の申告(令和6年分以前の申告)
  - そのほか特殊な申告